

令和7年度 監査等実施計画【概要版】

1 基本方針

監査等を実施するにあたっては、地方自治法第199条、第233条、第235条の2、第241条、地方公営企業法第30条及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条、第22条に基づいて実施します。

その趣旨は、地方自治法第2条第14項及び第15項に規定するように、市の事務が「住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、常に組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化を図っているか」を究明することにあります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第1条に規定するように、「地方公共団体の財政の健全化が図られているか」を究明することも目的としています。

2 年間実施計画

令和7年度の監査等実施予定は下記のとおりです。

○定例監査・行政監査

総務部	行政課、財政課、資産管理課、税務課（債権管理室）、防災対策課
企画部	秘書人事課、総合政策課、企画調整課、情報政策課
健康福祉部	こども園（新城、城北、東郷東、東郷中、東郷西、舟着、八名、作手）
産業振興部	産業政策課、農業課、森林課、観光課
建設部	土木課（道路政策推進室）、用地開発課、都市計画課
上下水道部	経営課、整備課
教育部	中学校（八名、鳳来） 小学校（八名、庭野、鳳来中部、鳳来東）
鳳来総合支所	地域課
作手総合支所	地域課
議会事務局	議事調査課

○財政援助団体等監査

市が補助金、交付金、負担金等を支出している団体及び公の施設の指定管理者を対象とし、必要に応じて団体を選定。

○決算審査

令和6年度 各会計歳入歳出決算、基金の運用状況等の決算審査

令和6年度 各公営企業会計決算の決算審査

令和6年度 決算に係る財政指標の審査